

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 届出者の住所及び名称
東京都港区海岸3-3-8
安田倉庫株式会社
- 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
安田倉庫株式会社
安田芝浦ビル保税蔵置場
東京都港区海岸三丁目1番地12
- 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付9階建 1棟
220平方メートル
- 蔵置貨物の種類
輸出入一般貨物
- 許可期間
自 平成24年2月 1日
至 平成28年3月27日

平成24年2月1日

東京税関長 森川 卓也